

♡読谷村からのお知らせ♡

令和3年4月～

多胎児(双子や三つ子の赤ちゃん)を妊娠されている方へ
妊婦健康診査受診票を追加で交付します(5回分)



◎対象◎

読谷村に住民票があり、令和3年4月1日以降に親子(母子)健康手帳及び妊婦健康診査受診票を交付する多胎妊婦

◎内容◎

親子(母子)健康手帳の交付時に、14回の受診票と併せて「多胎妊婦用」の5回を追加で交付します。(合計19回)

※各受診票の助成額を超えた場合の超過分は自己負担となります。

※余った受診票の払い戻しや交付を受けた妊婦ご本人以外の使用はできません。

◎ご使用方法◎

15回目以降の妊婦健康診査受診時に、受診先に提出しご使用ください。

※ただし、有効期限のない受診票(ピンク色)が残っていない場合は15回目以降でなくてもご使用いただけます。

【ご注意いただきたいこと】

- ・ 読谷村から転出された場合は、追加分の健診費用の助成ができません。
転出先の市町村に直接お問い合わせください。
- ・ 読谷村へ転入してきた場合は、受診票交付申請をしていただく必要があります
(妊娠28週を超えての追加分交付はできません)

♡親子(母子)健康手帳・妊婦健診受診票交付は、事前に予約の電話をしていただくとスムーズに交付できます。



《お問合せ》 読谷村役場 健康推進課 TEL: 098-982-9211

